

## ポジティブリスト制度に関するこれまでの審議経緯等

- 平成15年 5月 改正食品衛生法公布  
 6月 ポジティブリスト制度の導入について審議開始  
 （薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会・乳肉水産食品部会合同部会）  
 8月 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（以下、「部会審議」という。）  
 10月 暫定基準（第一次案）を公表、意見募集（3ヶ月間）
- 平成16年 4月 暫定基準（第一次案）への意見を踏まえ、部会審議開始  
 5月 部会審議  
 6月 部会審議  
 8月 部会審議  
 暫定基準（第二次案）、一律基準値（案）及び対象外物質（案）を公表、意見募集（3ヶ月間）  
 12月 部会審議（欧州調査結果について報告）
- 平成17年 1月 暫定基準（第二次案）等への意見を踏まえ、部会審議開始  
 3月 部会審議  
 4月 部会審議  
 内閣府食品安全委員会における調査審議  
 食品安全委員会から厚生労働大臣に対し意見提出  
 5月 部会審議  
 暫定基準等（最終案）の公表  
 6月 内閣府食品安全委員会における調査審議  
 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告  
 （暫定基準等の設定の考え方、暫定基準案等について説明）  
 パブリックコメント（2ヶ月間）、WTO 通報（9週間）  
 9月 部会審議  
 部会審議（最終）  
 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に諮問  
 10月 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議、答申  
 内閣府食品安全委員会において経過報告  
 11月 内閣府食品安全委員会において調査審議及び報告
- 平成17年11月29日 厚生労働省告示公布（周知期間として約6ヶ月間）
- 平成18年 3月30日 厚生労働省より平成18年度食品健康影響評価依頼予定物質リストの提出  
 4月20日 内閣府食品安全委員会において調査審議
- 平成18年5月29日（ ） ポジティブリスト制度の施行  
 （ ）食品衛生法等の一部を改正する法律の公布日（平成15年5月30日）から起算して3年（平成18年5月29日）を超えない範囲内において政令で定める日



府食第450号

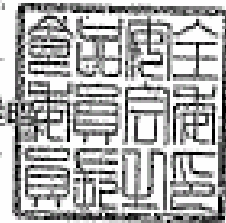
平成17年4月28日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

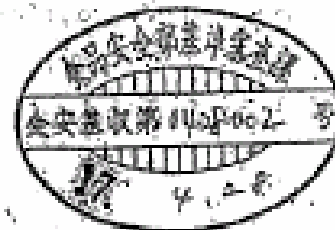
食品安全委員会

委員長 寺田 雅晴



食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（意見）

食品安全委員会は、食料安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第5号に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について調査審議した結果、今後、当該施策を推進する上で食品の安全性の確保を図る観点から留意すべきと考えられる事項について、別添のとおり、貴大臣に対し、意見を述べるものである。



(別添)

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し、食品安全委員会としては、次に掲げる事項に留意することが必要であると考えるので、今後、貴省におかれては、当該施策の推進に当たって、これらの事項に留意しつつ、食品の安全性の確保が図られるよう期待する。

- 1 食品の安全性の更なる向上を図るため、国際的な評価との整合性を図りつつ、暫定基準（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、貴大臣が暫定的に定めることとしている農薬等の当該食品に残留する量の限度をいう。以下「暫定基準」という。）を設定すべき物質について再点検すること。

その場合、我が国において評価が行われておらず、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）等の国際リスク評価機関による評価において、発がん性の疑い等毒性上の問題を理由に一日摂取許容量（ADI）を設定することができないとされる物質については、暫定基準を設定すべき物質のリストからの削除等を含めて慎重に検討すること。

- 2 暫定基準については、当該制度の導入後に実施する食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果を踏まえて見直す必要があることから、優先的にリスク評価を実施すべき物質についての考え方を整理した上で、リスク評価の効率的な実施に資するためのリスク評価計画を策定し、当委員会の了承を得ること。

- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである」物質については、指定される物質ごとにその根拠を明確化すること。

- 4 暫定基準を設定する物質に係る残留検査が可能となるよう、一部改正法の施行までに、公定検査法を策定すること。また、暫定基準を設定していない物質に係る残留検査については、物質の特定が難しいことから、輸出国における農薬等の使用状況等の把握に努めるとともに、迅速かつ効率的な検査技術の確立に努めること。

5 当該制度の導入が食品の安全性の向上に貢献することについて、国民が理解できるよう、積極的なリスクコミュニケーションに努めること。

6 今後の当該制度の導入に向けた手続の各段階で、食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと。